

県評しずおか

静岡県労働組合評議会

〒420-0851

静岡市葵区黒金町55番地

交通ビル3階

TEL 054-287-1293

FAX 054-286-7973

Eメール kenpyo@cy.tnc.ne.jp

核兵器のない世界 非核平和の日本をめざして

2026年国民平和大行進

米国のイスラエルによるイラン攻撃など、激化する国際情勢や、核不拡散条約（NPT）再検討会議が開催される中で、思想・信条を超えて「核兵器廃絶」と「被爆者援護」を共通の願いとする2026年原水爆禁止国民平和大行進が行われました。5月6日に東京・夢の島からスタートし5月19日に静岡県入りし30日までの12日間多くの方が行進に参加し成功させました。

4月27日～5月22日まで開催された核不拡散条約（NPT）再検討会議は、成果文書を採択できずに閉幕しました。その最大の原因は「核保有国がNPT第6条の義務をサボタージュし、再検討会議でも、その義務に反する立場に固執しつづけたこと」にあります。会議の成果文書はコンセンサス（全会一致）で採択されることになっていません。最終日に提示された案文の、イランの核保有を認めない、とする文言をめぐって、削除を求めるイランと

米国の対立し、コンセンサスを得られなかったと言われています。文書が不採択になったことについての各国の演説は、問題の真の焦点を浮きぼりにしました。非核国は、文書採択ができなかったことを遺憾としながらも、核軍縮に向き合おうとしない核兵器国の態度を、これまで以上に厳しく批判しました。

多くの非核国がこれに反発しました。そもそも「究極廃絶」論は2000年の再検討会議で否定された議論であり、後退は許されません。今回、成果文書を採択できなかったものの、核兵器廃絶こそ世界の主流であることがあらためて示されました。後退した文書が採択されることもありませんでした。そして、核兵器に固執する勢力とのたたかいがいっそう重要になっていくことが鮮明になりました。日本政府に被爆国にふさわしい役割を果たさせるために、核兵器禁止条約への参加を迫りましょう。

湯河原・熱海平和行進（熱海駅～なぎさ公園）
湯河原町広崎公園で12時から行われた神奈川県と

静岡市平和行進（清水山公園～弥勒公園）
5月24日は清水山公園から青葉緑地まで、翌25日は駿府城公園から弥勒公園まで歩きました。24日参加者は80人余り。25日は50人の参加でした。両

浜松・愛知引き継ぎ（浜松市内～岩屋緑地公園）
5月29日、浜北・浜松基地・東海道コースの3コースで平和行進し、浜松市役所まで行進。30日は、姫街道コースと湖西コース。JR鷲津駅から湖西市役所まで行進し、午後、岩屋緑地公園で愛知県に引き継ぎました。

「平和行進は今年で89回目です。核兵器が廃絶されるまで頑張り続けたい」と述べました。
岡安中央区長からは「一歩一歩平和を願う皆さんの思いを受け止めています。浜松は空襲と艦砲射撃を受け、毎年6月18日に、慰霊祭を行っています。平成23年7月1日に平和都市宣言を行い、平和首長会議にも参加しています。広島、長崎に向けた歩みを続けていきたいと思います」との激励の言葉をいただきました。



元気に歩く通し行進者の方々



湯河原での引き継ぎ集会



静岡市内の平和行進



岩屋緑地公園での引き継ぎ集会

パワー・ハラメントを職場から無くそう！

5月13日と20日に大王パッケージ豊橋の「パワハラ・セクハラ裁判」が名古屋地裁豊橋支部で行われ、パワハラ・セクハラを目撃した組合員と大王パッケージ総務部長、原告本人と被告AとBの証人尋問が行われました。会場には多くの支援の仲間が集まり一番大きい法廷でも傍聴者があふれるほどでした。

裁判では、当時上司AとBがハラメントを行ったところを目撃した組合員が証言しました。組合員は「被告Aが、原告が嫌がっているのに膝のうえに5回ほど座ったのを目撃した」「上司Bから、膨大な量のシュレッダー作業を終業間際に命令された」など証言しました。会社は、目撃証言の信用性について追及してきましたが、証言者は事実関係をしっかりと述べました。原告の証人尋問では、被告Aからどのようなセクハラ行為を受けたのか証言しました。被告Aからは、毎日のように原告の職場に来て、仕事の話でなく世間話をしながら「可愛いね」「事務所の私の隣の隣に来て」と5回ほど言われた「飲みにいきませんか」とメールが送られてきた、と生々しい証言がありました。原告は上司からセクハラを受けたことが恥ずかしくて相談することがなかなかできなかったと証言しました。傍聴者からは「これでは職場からハラメントはなくならない。会社はハラメントの事実を無いことにしようとしていると感じられた」などの感想がありました。次回は9月9日、13時30分から結審の予定です。多くの方の傍聴をお願いします。



裁判傍聴に駆け付た支援者の皆さん

学習会 回転寿司ユニオンにおける組織化と要求実現の実践

吉田帆斗さん（首都圏青年ユニオン専従）

5月16日の学習会で吉田さんの話を聞きました。50名ほどが参加しました。吉田さんの歯切れの良い語りと力強い行動力から、元気をたくさんもらいました。大阪出身の吉田さんは、高2でスシローのアルバイトを始め、2022年に大学進学で上京。首都圏青年ユニオンに加入し、低賃金で未払い賃金もある等の不満から回転寿司ユニオンを結成します。そして23年からストライキを打ちます。中学生の時に国鉄労組の本を読んでストに

感動したという吉田さんは、始めは「とにかくノリ」でスト。24年は弁護団から講義を受け、25年はスト破りされる仲間を増やし、お客さまへの宣伝も成果を得ると組織化は進むと実感します。未組織の方にも主張や思いを伝え、ストを応援してくれる環境をつくりました。なかま増やしのために「たたかいは先、拡大は後」「オルグの第一任務は友だちになること」「オルグは聞くこと」などの言葉も印象に残りました。

浜松市役所では、昼休み集会が開催され約80人が参加しました。開会挨拶にたった吉野実行委員長は

「平和行進は今年で89回目です。核兵器が廃絶されるまで頑張り続けたい」と述べました。岡安中央区長からは「一歩一歩平和を願う皆さんの思いを受け止めています。浜松は空襲と艦砲射撃を受け、毎年6月18日に、慰霊祭を行っています。平成23年7月1日に平和都市宣言を行い、平和首長会議にも参加しています。広島、長崎に向けた歩みを続けていきたいと思います」との激励の言葉をいただきました。

仲間増やして権利守ろう

非正規で働くなかまの全国交流集会

全労連非正規センターと滋賀現地実行委員会は6月7日、8日に大津市のピアザ淡海において「非正規で働くなかまの全国交流集会in滋賀」を開催しました。オンラインも含め400名以上が参加しました。

今年の集会テーマは「わたし(SHIGA)働く価値って何だろう」「対話と学びあい」でつながろう！です。集会では、今の非正規労働者の置かれている状況を理解し、均等待遇の実現をめざした運動の教訓や課題を交流しました。



講演する和田さん

スト実施の合意形成

5月21日「生協労連の春闘」ストを構えて・ストを実施して春闘交渉」と題して、平田敦史氏と秋野学氏が報告しました。

平田氏が所属する流通サービズ静岡分会は、生協の商品を個配する委託会社で働



報告する平田氏

に、キャンペーンプラン・タイムラインを立案し「ベア3万円獲得・春闘集結のために」以下の5本柱の戦略と戦術を実行に移しました。①職場・要求アンケート②労組員との全員の面談

③全員参加型ワークシヨック④全員参加型発言ワークシヨック⑤打てるストの合意形成です。ストを決行した大きな理由は、この「賃金」では退職者が止まらないからです。ストライキの結果、「仲間」の行動に励まされ、結束が高まったと言えます。

秋野氏はユーコープ労組の26春闘について報告しました。ストライキ権は確立し、ストライキ配置は通告してありましたが、第3回団体交渉にて理事会が再回答を提示し妥結しました。

がストライキや組織拡大の実践を話され、会場参加者と意見交換しながら運動の経験交流を行いました。その後、集会アピールを採択し大津市内をデモ行進しました。二日目は13日

中部電力は原子力事業からの撤退を 浜岡原発停止15周年行動



13日集会後のパレード行進

静岡市内で実施。ミニ集会で林克氏は、今年1月に発覚した浜岡原発の基準地震動に関するデータ捏造問題に触れ「安全基準の根本になる数字を中部電力の都合のいい数字に改ざんし、

日本大震災による福島原発事故後に政府の要請で浜岡原発が停止して15周年を迎え、「原発をなくす静岡連絡会」は5月13日に浜岡原発停止15周年行動の前夜祭を行いました。

翌14日には静岡県と中部電力に対し要請行動を行いました。1月の基準地震動のデータ捏造に加え、3月には、液化化に関するデータを40年以上にわたって隠蔽していたことが判明した中部電力に対し、「日本国民全体への背信行為」として一次訴訟、二次訴訟

労働安全衛生法違反のブラック企業

御前崎市にN・Mフイ

肉体的被害を与え続けている。この中で労働安全衛生体制に関する重大な事態が生じています。労働者Oさんは労組員ですが、職場の労働者の選挙によって安全衛生委員会の委員に推薦されました。しかし会社はOさんを配置転換し、安全衛生委員への任命を拒否し選挙結果を無視してしまいました。労働安全衛生法は「職場における労働者の安全と健康を確保すること」を目的とする法律です。「事業者は、快適な職場環境の実現と労働条件の改善を通じて職場の安全と健康を確保すること」を目的とする法律です。労働安全衛生法は「職場における労働者の安全と健康を確保すること」を目的とする法律です。労働安全衛生法は「職場における労働者の安全と健康を確保すること」を目的とする法律です。

東京高裁での勝利判決を

生存権裁判支援する会

「生存権にかかわる裁判」として一次訴訟、二次訴訟

裁判結審のほが、裁判は継続

6月5日に静岡地裁にてリニア裁判の第21回口頭弁論が実施されました。

抗議行動と記者クラブでの会見を行いました。提出署名数は9659筆でした。JR東海が進める住民説明会(5月26日から6月20



一コマ漫画

6月5日に静岡地裁にてリニア裁判の第21回口頭弁論が実施されました。当初は結審の予定でしたが被告(JR東海)が6月2日に新たな反論書面を提出したこと、その反論のため次回期日が設定され裁判は継続となりました。次回は9月25日14時30分からです。また、6月8日には「静岡県内リニア工事についてスピード感よりも県民の安心第一の対話を求める」署名の県への提出。



裁判後の報告集会

日)の終了後、早ければ6月末か7月上旬にも静岡県が工事許可する可能性があります。6月27日には労政会館で14時から「調査なしでの工事許可はだめ緊急集会」を開催します。多数の皆さんの参加が求められています。

労働相談ホットライン ケア労働者が SOS

全労連は5月31日、ケア労働者のための全国一斉労働相談ホットラインを実施しました。静岡県評では静岡と浜松に相談所を開設し9名の相談員が終日労働相談に対応。5件の相談に対応しました。

寄せられた電話では、民間委託された学童保育の労働者から労働条件の低下や今後の雇用維持についての不安など、相談がありました。今後も継続して労働相談に対応していく予定です。